

中国の合会と日本の無尽の銀行化

～中国の中小企業金融への示唆として～

西尾圭一郎

1 はじめに

改革開放以降、とりわけこの一〇年近くの間、中国経済は極めて早いスピードで経済成長を遂げている。その中国の経済成長における中小企業の役割は大きくGDPの六〇%、財政収入の約五〇%、都市部における雇用の八〇%を生み出している。しかし、日本でもそうであるが、経済における中小企業の役割の大きさと比較して、中小企業に対する金融は不十分である。

日本においても中小企業の資金調達環境は厳しいが、日本では地方銀行や信用金庫など中小企業金融を支える金融機関の裾野が広い。とりわけ中国と比較して特徴的といえるのは、人的信用に基づく金融手段であった無尽から発達し、銀行へと転化していった第二地方銀行の存在であろう。近年では、メガバンクも積極的に中小企業金融に取り組むようになってきているが、地域の金融機関が日本の中小企業金融を支えている現状は変わっていない。そして現在、中国においても銀行等がカバーしきれない中小・零細企業の資金需要をカバーする無尽と同じ金融組織が成長しているのである。

本稿では、中国経済の今後の持続的な成長に大きな役割を果たすであろう中小企業金融の整備について、日本

の経験をもとに無尽の地方銀行への転化の過程を振り返ることで、中国への政策的インプリケーションを導出する。

2 中国の中小企業金融の状況と日本との比較

(1) 中国の中小企業金融の現状把握

本節では、西尾・西村(二〇一二)での分析を中心に、中国の中小企業金融の現状と日本との比較について検討する。

中国では、中小企業の約八〇%が資金不足という認識であり、約九割が資金調達に困難を感じている⁽¹⁾。もちろん、この現象は資金供給側の問題だけではなく、資金調達側の中小企業が抱える信用リスク等の問題も存在するため、原因の特定は難しいが、中小企業が十分な資金を得られていないということは事実であろう。

通常、企業の資金調達手段としては証券市場を通じた調達と銀行を通じた調達とが考えられるが、中国では中小企業の資金調達に占める銀行貸付の割合が九九%を占めており、証券を通じた資金調達は極めて困難な状況にあるといえる。その要因は、株式市場と社債市場ともに共通するものであるが、上場や起債条件の厳しさにあるといえよう。

株式については「中小企業板」や「創業板」といった中小企業向けの市場が二〇〇〇年代に創設されたが、中小企業にとっては簡単に利用できないものとなっている⁽²⁾。中小企業を対象としている「中小企業板」であるが、株式市場への信認の維持という点ではやむを得ないものの、その上場基準や管理規定など実質的にメインボードと大差がない。また「創業板」については、上場に際しての収益要件として「直近二年間の純利益が累計一〇〇

○萬元以上かつ利益が増加し続けている」あるいは「直近一年間の純利益が五〇〇萬元以上、直近一年間の営業収入が五〇〇〇萬元以上であり、直近二年間の営業収入の増加率が三〇%以上」という条件が課されている。⁽³⁾そのため結果的に、上場企業の多くは短期間での成長が見込まれる産業に偏ってしまうという現状となっている。

債券についても基準の厳しさは同様であり、大企業と比較すると信用力が低い中小企業による債券市場での資金調達には困難な状況となっている。加えて、中国の社債発行を認可している中国国家発展改革委員会は二〇一二年一月二〇日に社債発行規則を厳格化することと、地方政府に対し債券のリスク管理を強化するよう要請する方針を提示しており、中小企業の社債発行環境はより厳しいものとなっている。⁽⁴⁾

このように証券市場からの資金調達が難しい状況であるため、中小企業の資金調達は銀行を通じたものがほとんどとなっている。しかし、銀行を通じた資金調達が円滑にいつているというわけでもない。⁽⁵⁾

日本および中国の金融機関の企業向け融資の規模別比率を示したものが表1であるが、これによると金融機関の企業向け融資のうち四割以上が大企業向けであり、中堅企業向け融資は三割強、小型企業が二割強となっている。なお、日本では大企業が三割強、中堅企業が一割弱、中小企業が六割強と中小企業の比率が高

表1 日本および中国の金融機関による企業規模別向け貸出動向

中国	総計 (兆元)	小型企業貸出残高		中型企業貸出残高		大型企業貸出残高	
		(兆元)	比率	(兆元)	比率	(兆元)	比率
2009	26.28	5.84	22.2%	8.60	32.7%	11.84	45.1%
2010	31.10	7.55	24.3%	10.13	32.6%	13.42	43.2%
日本	総計 (兆円)	中小企業貸出残高		中堅企業貸出残高		大企業貸出残高	
		(兆円)	比率	(兆円)	比率	(兆円)	比率
2009	282.32	178.54	63.2%	13.37	4.7%	90.41	32.0%
2010	270.12	174.31	64.5%	12.65	4.7%	83.14	30.8%

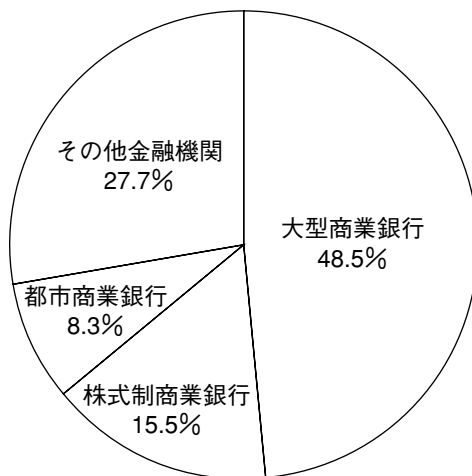
(出所) 中国人民銀行『金融機構貸出統計報告』および日本銀行『時系列統計データ検索サイト』(<http://www.stat-search.boj.or.jp/index.html>) より作成。

くなっており、中国の中小企業の資金繰りの厳しさがうかがえる。

そのような状況となっている要因は、中国の銀行システムの構造に求めることができる。図1は中国の銀行の資産残高比率を示したものである。ここで大型商業銀行として分類されているのは、中国の五大商業銀行と呼ばれる中国工商银行、中国农业銀行、中国建設銀行、中国交通銀行、中国銀行の五行を指している。中国では、これら五大商業銀行が銀行部門の全資産の半分近くを占めている。次いで大きな比率を持つのが株式制商業銀行であるが、これは一九八六年以降に認められることとなった商業銀行である。五大商業銀行および株式制商業銀行は信用リスク等の要因から中小企業への貸出について慎重であり、大企業中心の融資を行っている。

それらの次に来るのが信用合作社から転化した都市商業銀行である。信用合作社とは地域の共同組織であり、日本でいうところの信用協同組合であるが、これらは一九九八年に都市商業銀行となり、主要都市を基盤として地域金融を担っている。⁶⁾ その成り立ちから、都市商業銀行は中国の中小企業金融の中心的役割を果たしているといえるだろう。しかし、銀行の資産残高全体に占める比率は一割もない状況である。そのため、上述したように、中小企

図1 中国の銀行資産残高の機関別比率



(出所) 中国銀行業監督管理委員会『2011年銀行系金融機関資産負債状況表』より作成。

業への銀行貸付の比率が日本と比べて小さいという現在の状況が生じると思われる。

いずれにせよ、中国の中小企業は資金需要の大きさに比べて、証券市場を通じて、銀行部門を通じて、十分な資金調達ができているといえるだろう。

(2) 日本との比較

一方、日本においても中小企業の資金調達は銀行システムに依存しており、証券市場を通じた資金調達環境は依然として厳しい状況にある。二〇一一年度の社債での資金調達については、資本金一億円未満の企業の負債に占める社債の比率は一・四％程度にとどまっており、全企業における五・八％と比較すると大きな開きが見られる。また株式市場についても、JASDAQにはスタンダードと成長可能性重視のグロースの二つの区分がある⁽⁷⁾が、いずれも比較的規模の大きな中堅企業向けの市場となっており、大多数の中小企業にとっては利用が難しい⁽⁸⁾。

そのため、中小企業の資金調達は銀行を中心とする間接金融に依存することになる。表1で見たとおり、日本の銀行による中小企業向け貸出残高の企業向け貸出全体に占める割合は六割強となっている。その内訳については、地方銀行、第二地方銀行の占めるシェアが大きく、そのことが中国と比較して極めて高い中小企業向け貸出を実現させている大きな要因として指摘することができるだろう。

この点、つまり大銀行以外の裾野が広い日本と、これから重点化されるであろう中国という銀行システムの構造の違いが日本と中国の中小企業金融の違いといえることができるだろう。

3 中国の中小企業金融と合会の広がり

(1) 無尽および合会の仕組み

前節で見たように、中国では銀行が大企業中心の貸出をしており、証券市場へのアクセスも厳しく制限されている。そのため非制度的な金融に頼る中小企業が増加しつつある。

その一つとして日本の第二地銀の原点といえる無尽に相当する「合会」というコミュニティ金融が近年増加しているといわれている。日本でも、明治維新後から無尽会社が自然的に発生し、様々な要因から銀行へのアクセスが制限されていた中小企業の資金需要に応え、日本の経済発展の一因を担っていたという現実がある。そして、その無尽会社がやがては相互銀行となり、現在の第二地方銀行となり、日本の中小企業金融の一端を担っている。そこで本節では中国における中小企業金融体制の整備を展望するにあたり、日本の無尽の発展と銀行化の時期を振り返り、その成長の過程で生じた問題や方策などを整理する。

まずは中国において近年、増加傾向にあるという合会の仕組みについて、日本の無尽と比較する形でその概略を把握し、特徴について整理しておこう。

無尽業法が制定された際の定義によると、「本法ニ於テ無尽ト称スルハ一定ノ口数ト給付金額トヲ定メ定期ニ掛金ヲ払込マシメ一口毎ニ抽籤入札其ノ他類似ノ方法ニ依リ掛金者ニ対シ金錢又ハ有価証券ノ給付ヲ為スヲ謂フ」とされている⁽⁹⁾。

具体的には「合会の中心に会主（親）がおり、その発起で会総（親と講員の間）に立つ責任講員）および会脚（講員）が入会し、会金（掛金）を每期納付する。・・・給付を受けた会脚はこれを重会（受給付者）と称して、未給付者（軽会）と區別⁽¹⁰⁾して、講の参加者全員が順繰りに資金獲得の機会を得ることができるとような仕組みの

金融機構である。

一方で中国の合会であるが、「参加者（十数名から数十名程度の場合がほとんど）が集まって、定期的に参加者の人数に等しい開催回数で積立て（掛金）を行い、毎回一人の参加者がその一回の掛金全部の給付を受ける庶民の相互的な金融方式」⁽¹¹⁾の仕組みになっており、会員内部で掛金を集め、順繰りに借り入れを行い、全員が資金獲得の機会を得ることができるようになっている。このように日本の無尽と中国の合会は、その仕組みの細部や呼び名こそ異なるもののほぼ同じものである。

そしてその特徴であるが、以下のようにまとめることができる。⁽¹²⁾

まずは利点であるが（１）古くから存在した仕組みである、（２）参加者は必ず資金融通の機会を得る、（３）利息は他の庶民金融機関に比べて低く、長期返済が可能、（４）人的信用によって繋がる仕組みであり、無担保貸付が行われる、（５）地域密着型の金融機関である、といったことが挙げられる。これらの利点より中小・零細企業向け金融が未整備・発展途上な状況において、銀行が十分にフォローできないセグメントに対して重要な資金調達手段として機能し、社会構成を高める役割を果たしているのである。

しかし、その一方で問題がないわけではない。（１）落札時期や状況によって利率が大きく変わること、（２）季節的要因等によって資金需要が集中する場合には望む時に資金を得られない可能性が高まること、（３）急な資金需要には対応できないこと、（４）そもそも無尽講や無尽業者の営業基盤の脆弱性、親の資金の流用・持ち逃げ等や身内畳屋などのガバナンス上の問題、などが挙げられる。

上述のような欠点は持つものの、中小企業向け金融が発展途上な状況においては、とりわけ零細企業にとって重要な資金調達手段として機能しうるため、発展途上経済にとっては社会厚生を高める機能を持っている。

(2) 中国の合会の現状

ではそのような特徴を持つ中国の合会は現在、どのような状況になっているのであろうか。中国の合会は清朝後期～中華民国期に隆盛を極めたが、その後中華人民共和国となって以降、計画経済体制下においてしばらくの間停滞していた。しかし一九八〇年代から、すなわち改革開放以降に再び活性化し、現在では広く民衆の金融手段としての地位を得るようになってきている⁽¹³⁾。

陳(二〇一〇)によると、江蘇省通州金沙鎮の住民の五～六割が標会に参加しており、その他浙江省、福建省、広東省、貴州省、江蘇省、雲南省など東南海沿岸を中心に見られるようになってきている。その規模は拡大を続けており、会によっては信用合作社(日本の信用協同組合にあたる機関)の年間貸出額の三〇倍以上の給付を行う合会も存在するという⁽¹⁴⁾ことである。そして規模の拡大に伴い、日本で生じていたような問題もまた生じてきているという指摘もある。

このように、規模が拡大し、問題事例も観察されているにもかかわらず、現在の中国では合会に対する政策は特にとられていない⁽¹⁵⁾。それに対して日本では、無尽に対して規制、監督を行ってきた。前項の最後で見たように、合会のような地域の中小企業金融や庶民金融を担う可能性を持った金融機関や組織の成長は、中国の中小企業金融や庶民金融の発展を通じて経済厚生を高めることができる。そこで次節では日本の経験を振り返り、無尽に対する政策対応を整理することで、今後の中国の中小企業金融の発展の方向性を検討する。

4 日本無尽の機能と普通銀行への発展過程

(1) 無尽会社の発展史

無尽は明治維新後の近代化の過程において、民間の旺盛な資金需要に対応する形でその利用が急増していた。やがて、事業として無尽を行う無尽会社が発生するようになり、その数および全体の規模は急速に増加していった。

その背景には当時の銀行システムの資金分配システムの問題があった。当時、大銀行は国策との関係もあり、主に基幹産業、大企業への融資を中心に活動していた。また戦時体制下においては軍需産業中心の活動を余儀なくされていた。そして地域の産業育成や中小企業支援を行うべき地方銀行については、明治から大正にかけての小銀行の乱立とその結果生じた社会的混乱、そしてその後の「一県一行主義」による銀行数の減少を受けて、中小、零細企業に対して十分なケアをすることが難しくなっていた。

その結果として、「本邦においては、未だ完全なる庶民金融機関の制度なく、普通銀行は主として中産者以上の階級の機関たるに過ぎず」⁽¹⁶⁾、中小・零細企業や庶民が資金調達を行う手段が非常に限定的な状況が生じていた。

そのような中小零細企業の金融的空白を埋め合わせたのが無尽であった。明治から大正にかけて無尽が活発に利用されるようになり、やがては事業として無尽を行う無尽業者が多数現れるに至ったのである。その一方で零細無尽の乱立、不正や破綻などの問題も多数出現し、必要な機関だが弊害も多いため取り締まり強化や撲滅論さえも現れるようになっていた。⁽¹⁷⁾

しかし銀行による中小・零細企業や庶民に対する十分な金融サービスの提供ができていない状況で無尽業者を排してしまうことは、様々な経済的混乱をもたらしうる。そのため一九一五年に無尽業法を制定し、当時として

は厳しい制限を課し、無尽業者を免許制とする形でその存在を法的に確立、管理下に置くという手法が採られた。その後、無尽業法はその時々々の状況を反映する形でたびたび改正され、そのたびに無尽会社が金融機関としての機能を高めていくことになった。その展開過程を次項で簡単に振り返り、地域の互助システムであった無尽の金融機関として機能が、どのような形で変化していったのか、その機能的変化に注目し整理を行っていこう。

(2) 無尽会社の銀行化過程

まず、一九一五年に制定された無尽業法であるが、先ほど述べたとおり厳しい制限を課す形で制定された。そこで課せられた制限は(1) 営業区域の制限、(2) 最低資本金額、(3) 資金運用の制限、(4) 他業兼営の禁止の四点である。

いずれも当時問題となっていた、無尽業者の健全性に関する規制であるが、その規制の結果として多くの無尽業者が整理されることになった。その結果、表2にあるように一九一五年には二〇〇〇を超えていた無尽会社が翌年には一三六へと急減したのである。しかし、翌年以降、社会的な需要から無尽会社は再びその数を増加させ、一九一九年には二〇〇社を超え、一九五七年には二五〇社を超えるに至った。そしてその間に営業が認められた無尽の経営基盤は、表2の一社平均資本金を見てもわかる通り急激に安定していったのである。

そして一九三二年には更なる健全化を狙い、株式会社化を義務付けるように法改正を行った。この法改正の猶予期間を超えた一九三五年以降には、再び無尽会社数が減少に転じるようになったが、一方で合併等による再編も進み、営業譲渡手続きが簡素化された一九四一年の改正以降、一社平均資本金は急激に増加していくこととなった。こうして無秩序に増加していた無尽会社は法的枠組みの中で管理されるようになったのである。

また無尽業法は無尽会社を規制し、その健全性を強化する形でのみ運用されたわけではなかった。免許制を導入した一九一五年の無尽業法によって不健全な業者の退出、整理が行われた後の一九二二年には、無尽会社の資金運用先が緩和され、国債等への投資、不動産担保貸付、掛金者への貸付限度額の拡大などが認められるようになった。

その後一九三八年には営業区域制限の緩和、貸付金限度額の総額制限緩和が行われ、一九四一年に土地建物等を取り扱う物品無尽の取り扱いが認められ、投資可能な有価証券の種類が増えるなど、資金運用の範囲が拡張された。そして戦後一九四九年には、戦後のインフレと中小企業の資金難により、借りた資金を日掛けの掛金で返済するという無尽に類する貸付を行う（看做無尽）を行う殖産会社が多数出現したため、悪性の会社の乱立を防ぐ目的のため、看做無尽を無尽会社に行わせることになったが、このことは無尽会社に銀行のような貸付を行うことを可能とした。

表2 無尽会社の会社数および1社平均資本金額

(単位：円)

年	無尽会社数	1社平均資本金	年	無尽会社数	1社平均資本金
1915	2,363	9,513	1931	268	136,569
1916	136	54,459	1932	274	137,463
1917	173	51,069	1933	276	138,868
1918	192	50,219	1934	272	148,103
1919	206	50,383	1935	259	151,985
1920	203	58,000	1936	253	149,245
1921	209	58,583	1937	246	149,793
1922	214	66,093	1938	245	150,363
1923	219	63,557	1939	237	156,367
1924	227	82,570	1940	221	173,796
1925	240	93,286	1941	182	222,802
1926	243	107,171	1942	139	304,991
1927	251	119,251	1943	87	487,000
1928	258	129,027	1944	63	682,000
1929	260	132,201	1945	58	735,000
1930	263	137,237			

(注) 1943年から1945年にかけての資本金額は、1,000円単位で四捨五入されて表示されるようになった。

(出所) 『全国無尽会社要覧』各号より作成。

また同時に貯蓄機関としての機能の強化も図られていた。上記に挙げた一九四一年の改正では先掛無尽の取り扱いが、一九四三年には貯蓄無尽の取り扱いが認められた。これは、通常の資金融通を目的とした無尽ではなく、払い戻しを利用した貯蓄を目的とする無尽であり、庶民の貯蓄手段として利用できるように仕組みとして導入されたのである。

このように、投資対象の制限が緩和され、貯蓄機能が強化されることによつて金融機関としての業務の自由度が高められる政策も、規制と合わせてとられていた。資金運用先の調達や貯蓄機能の強化が図られたのは、無尽会社の社会的機能に対する要請もさることながら、様々な時代背景がその要因として指摘できる。一つは中小企業の慢性的な資金不足の問題である。やはり戦前から戦後復興までの期間において、日本では中小企業の資金繰りは極めて厳しい状態が続いていた。その中で無尽が果たしている役割は極めて大きかったため、その健全化と同時に機能拡張が求められたのである。また、この期間は国家としても列強と伍していくために財政出動がかさみ、国債の安定的な消化が求められるようになっていった時期である。そのため安定的な経営を行い、かつ国債消化の機能を高めるべく、資金運用先の拡大が行われていった。そして、企業や国家への円滑な資金供給のため、庶民の貯蓄奨励が行われており、その一つの有力な機関として無尽会社が認識されていたということも要因としてあげることができるだろう。

こうして貯蓄金融機関としての機能強化、資金運用や貸付の機能の強化が行われ、活動そのものが銀行に近づいていったことで、無尽会社側からは預金の取り扱いに対する要求が出てくることになる。それにこたえる形で、法改正により一九四五年には普通預金の取り扱いが、一九四八年には当座預金の取り扱いが認可されることになった。しかしこの緩和はGHQから、銀行以外の機関が預金を取り扱うことに対する違和感として異議が出され

た。そこで、その問題をクリアすることも視野に入れた検討がなされ、一九五一年に施行された相互銀行法によって無尽会社は銀行へと転化していったのである。

このように、日本の無尽会社は（１）まず当局の監督下に置かれ営業基盤、ガバナンスの強化が行われ、（２）次いで資金運用手段の多様化が認められた後、（３）貯蓄機能が強化され、（４）やがては預金の取り扱いが許可される、という形でその金融機能の強化が進められていった。それがやがて銀行化という形をとったのであるが、銀行となる以前に、このような段階を踏んだ成長があり、その背後には金融システムの設計と監督行政とが機能していたということを指摘することができよう。

5 おわりに―中国への示唆

戦後の日本同様、中国でも中小企業金融を重視する必要性が高まっており、無尽形式の金融組織である合会が増加している。そして日本で生じたようなガバナンスの欠如や会の崩壊などといった、様々な問題も生じ始めている。

しかし日本でもそうであったが、無尽や合会といった自生的な金融組織は脆弱な体質を持つものの、地域的、人的つながりによる資金融通機関という特徴から、大銀行では対応しきれない小型企業への金融サービスの提供や庶民の金融システムへの取り込みという点で重要な機能を果たしうる。

合会をどのように取り扱うにせよ、地域の中小企業金融にとって重要な機能を果たしつつある状況下では、今後の規制、監督、育成に際し、日本で生じた議論、対策の再検討が有効性を持つと思われる。

日本では免許制、株式会社化に始まり、資本金額規制や他業との分離による管理を行い、その後、業務範囲の

拡大、貯蓄機関化することで貸出能力の強化、預金取扱までも可能となったことから銀行化していった。そして銀行化したことにより、非都市部の預金吸収能力の向上、信用創造による成長資金の供給、ソフト情報を利用した大銀行では対応しきれない小型企業への金融サービスの提供などが可能となり、地域金融、中小企業金融にとって大きな役割を果たしたといえるだろう。

むろん、日本の経験をそのまま適用することには様々な議論があるだろう。経済の現状を踏まえ、非制度的な金融組織である合会の銀行化そのものを当初から目指すことは、状況によっては過剰な金融サービスを生じさせ、バブルを助長する可能性もあるだろうし、制度的な枠組みが変化したとしてもガバナンスの変化や社会における認識が追い付かない場合には、かえって混乱が生じることもありうる。

とはいえ自生的な民間金融組織についての研究は、今後の発展途上国経済で問題となっている中小企業金融や金融包摂に対する貢献ともなりうるため、今後あらためて研究し直し、日本の経験を発信していくことの重要性は高まっているといえるだろう。

注

- (1) 李(二〇一〇)、孔(二〇〇八)等を参照。
- (2) 二〇一一年末現在、中小企業板と創業板の時価総額はそれぞれ二兆七四二九億元、七四三三億元となっており、これらを合計しても、メインボード市場(上海・深圳)の一七兆九八九四億元の一九・四%に過ぎない。
- (3) 野村資本市場研究所編(二〇〇七)、神宮(二〇〇九)、董・楊他(二〇一一)等を参照。
- (4) 厳格化の内容は、資産負債比率が九〇%を超える企業は新規発行が禁じられ、八〇〜九〇%の企業は社債発行に際し

- 保証が必要で、六五～八〇%の企業は「重点監視リスト」に乗るといふものである。发改办财金（二〇一一）三四五
一号「国家发展改革委员会办公厅关于进一步强化企业债券风险防范管理有关问题的通知」（http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2012tz/t20121220_519191.htm）参照。
- (5) 西尾・西村（二〇一二）、五三～五四ページ参照。たとえば、上海の小型、零細企業四〇万社のうち銀行融資を受けているのはわずか一〇%である。また、黄・楊（二〇〇九）による浙江省寧波市の調査では八六社中五三・五%、羅・劉・李（二〇一一）の山東省濟寧市の調査では二九七社中二一・九%であるという。
- (6) 中国の都市商業銀行については門（二〇一一）を参照されたい。
- (7) 財務省『財政金融統計月報』七二六号より。
- (8) 結果としてなのか原因であるのかは不明だが、中小企業は直接金融での資金調達に対し、「企業内のやりくりや金融機関からの借り入れで足りる」、あるいは「資金の必要性がない」という反応を示すことになっている（高橋、二〇〇二、一一七～一二〇ページ）。
- (9) 無尽業法「大正四年六月二日法律第二四号」第一条。
- (10) 全国相互銀行協会編（一九七二）、一三～一四ページ。
- (11) 陳（二〇一〇）、三八ページ。なお、陳（二〇一〇）、六五～八三ページおよび李（二〇〇六）第三章にも詳しい説明があるため参照されたい。
- (12) 以下の特徴については日本銀行調査局（一九二三）、二九～三六ページおよび後藤（一九九四）、一四ページより整理した。
- (13) 李（二〇〇六）、五八ページ。

- (14) 永安市の「以会養会」はその典型である。所持金を持たない永安市に住むA氏が、借りた資金(二〇〇元)を元手に複数の合会に参加し、そこで得た給付金を基にさらに大きな合会へと参加し、合計八つの標会を利用し合計一四四万円を手にしたのち失踪した、という事例である。これは関係した企業の倒産や破産、自殺などを引き起こしたという(李、二〇〇六、七二〜七四ページ)。
- (15) 陳(二〇一〇)、一〇二〜一〇三ページ。
- (16) 日本銀行調査局(一九一三)、二ページ。
- (17) 当時は取り締まりの厳しさを批判する意見もあったが、業界の結果的に健全な成長を促進したという評価がなされている(後藤、一九九四、一九〜四四ページ)。
- (18) 相互銀行転換直前の一九五一年には無尽会社は金融機関の中小企業貸付の一八・三%を占めていた(第二地方銀行協会編、二〇〇二、四一〜四二ページ)。

参考文献

- ・後藤新一(一九九四)『無尽・相銀合同の実証的研究』日本金融通信社。
- ・神宮健(二〇〇九)「中国の創業板市場について」『季刊中国資本市場研究』二〇〇九年秋号、六四〜七五ページ。
- ・全国相互銀行協会編(一九七二)『相互銀行史』全国相互銀行協会。
- ・第二地方銀行協会編(二〇〇二)『第二地方銀行協会50年史』第二地方銀行協会。
- ・高橋徳行(二〇〇二)「中小企業金融の特徴 なぜ資金調達が難しいのか」藪下史郎・武士俣友生編著『中小企業金融入門』東洋経済新報社、三一〜五二ページ。

- ・ 陳玉雄 (二〇一〇) 『中国のインフォーマル金融と市場化』麗澤大学出版会。
- ・ 董安生、楊疑、何以、王恩宇、何海寿 (二〇一一) 「中国創業板の発行制度分析」『季刊中国資本市場研究』二〇一一年秋号、二二三ページ。
- ・ 西尾圭一郎・西村友作 (二〇一二) 「わが国との比較でみる中国の中小企業金融の現状」『証券経済研究』第七八号、五一～六八ページ。
- ・ 野村資本市場研究所 (二〇〇七) 『中国証券市場大全』日本経済新聞出版社。
- ・ 門闖 (二〇一一) 『中国都市商業銀行の成立と経営』日本経済評論社。
- ・ 孔曙東 (二〇〇八) 『国外中小企業融資経験与啓示』中国金融出版社。
- ・ 黄惠琴、楊曉麗 (二〇〇九) 「中小企業融資現状及对策」、『中国国情国力』、第二期。
- ・ 羅亮森、劉海東、李東沢 (二〇一一) 「中小企業融資現状分析——基于濟寧市中小企業融資情况的調查」『中国金融』、第二四期。
- ・ 李建軍 (二〇〇六) 『中国地下金融調査』上海人民出版社。
- ・ 李子彬 (二〇一〇) 『中国中小企業2010年藍皮書』中国發展出版社。

(にしお けいいちろう・客員研究員)